

平成 26 年 2 月

平成 25 年度  
高等専修学校の就学支援金・学校評価等  
に関するアンケート調査  
報告書

全国高等専修学校協会

制度改善研究委員会

## 目 次

### 平成 25 年度 「高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査」 報告書

まえがき	1
------	---

#### 第 1 章 集計結果まとめ

I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒	2
1 就学支援金支給状況及び関連項目	2
2 不登校生徒数、高校中退・既卒生徒数	5
3 発達障がいのある生徒数	6
II. 自己評価	7
1 実施状況及び評価項目ならびに重点項目	7
2 自己評価の結果及び成果	9
3 実施していない理由	10
III. 学校関係者評価	11
IV. 第三者評価	12
V. 教育活動情報の公開	13
VI. 経済的な理由により進学できなかった事例など	14
VII. 就学支援金制度創設により中学校の進路指導に変化を感じた事例など	16

#### <参考資料>

○大阪府、愛知県、東京都における高等専修学校の授業料軽減制度及び 高等専修学校生徒数の推移	18
○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について	21
○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果	22
○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について	22
○調査票	23

#### 第 2 章 総括

まとめ	28
-----	----

平成 25 年度高等専修学校への都道府県の助成状況	32
各都道府県の私立高等専修学校生への授業料減免補助制度の状況	33
全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会名簿	34

## ま　え　が　き

全国高等専修学校協会  
会長 清水 信一

昨年度、高等専修学校の社会的認知と財政支援の獲得のために、「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」、「高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケート調査」を初めて実施しました。

そして、この調査で集めた現実の数字を各行政に説明することで、高等専修学校は、授業料減免に関して、地方交付税交付金の拡充を認めて頂きました。

現在、専門課程は、「職業実践専門課程」認定制度の普及や制度上の検証を積極的に推進するとともに、新たな学校種の早期法制化に向け文部科学省と協議を進め、全国的な渉外及び普及推進運動を展開しています。

このような状況下で、高等専修学校は、現行制度の中で、充実・改善に必要な方策の実現ために、教育への理解・支援を得て、種々の振興方策を着実に実現していくなければなりません。

僭越ですが、会員校の皆様に実行して頂きたいことが 2 点あります。

### ◎「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づく学校評価及び情報公開の推進

公的な教育機関として、出来るところから説明責任を果たしてください。高等学校では出来ない教育を行っていることを、自己評価の実施およびその結果の公表を促進することで、高等専修学校の社会的信頼性を確保するとともに、国や地方公共団体に對して財政支援等を求めて行く上でも大変重要であります。

### ◎発達障がいのある生徒への財政支援の実現

私立高等学校には、発達障がいのある生徒一人当たり 1,384,000 円の経常費補助が出ています。しかし、高等専修学校は、東京都のみが 392,000 円の補助にとどまっています。これは明らかに格差、差別です。折しも、平成 25 年の 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、平成 28 年の 4 月より施行されます。今、正に要望時であると思います。

この報告書を通して、多くの会員校において、公的教育機関としての情報公開等が推進され、更には各都道府県の専各協会として、各行政に対して、地方交付税の拡充をしっかり声に出して、高等専修学校への財政支援を求めて欲しいと願っています。

必ずや、高等専修学校が、未来永劫、その存在感を示し、必要としている生徒のために輝き続けられると確信しています。

# 「高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査」集計結果まとめ

・調査期間：平成25年10月22日～11月5日

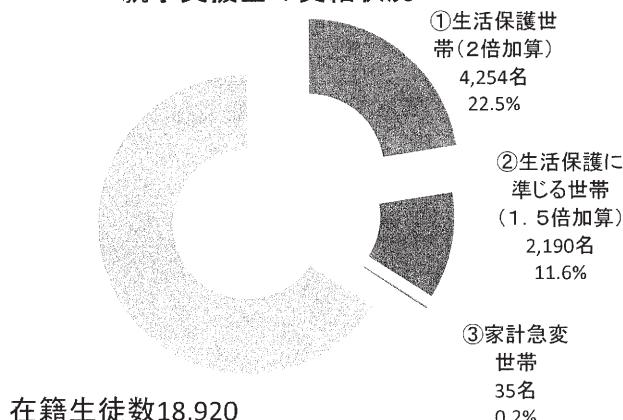
・調査対象：全国高等専修学校協会会員校205校に調査票を郵送。129校から回答（回収率62.9%）

## I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください。

在籍生徒数	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯
18920	4254	2190	35
	22.5%	11.6%	0.2%

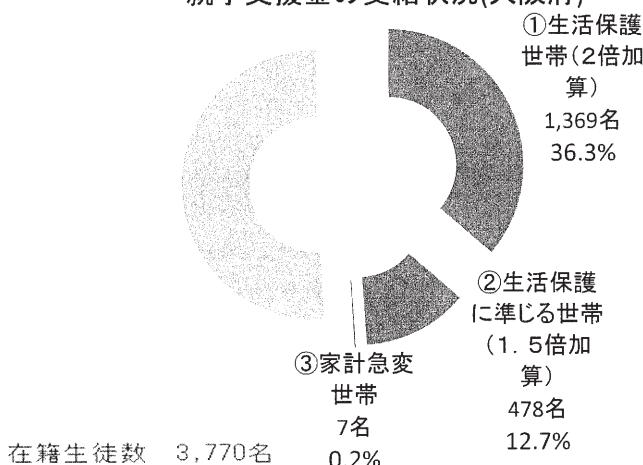
就学支援金の受給状況



<参考：大阪府17校・生徒3770人（生活保護最大受入校319人、生徒数の53.4%）>

在籍生徒数	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯	母子・父子の一人親の生徒数	両親のいない生徒数
3770	1369	478	7	1417	34
	36.3%	12.7%	0.2%	37.6%	0.9%

就学支援金の受給状況(大阪府)



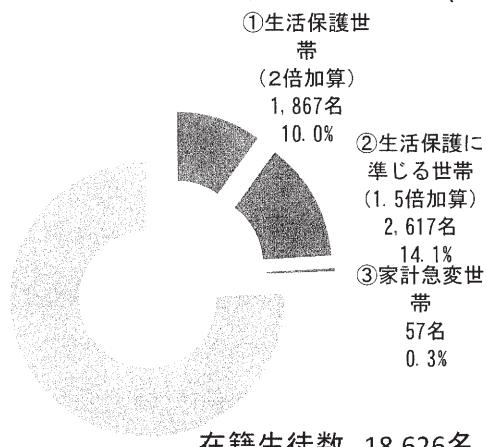
生徒の家庭状況(大阪府)



<参考:平成24年度調査結果>

在籍生徒数	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯
18626	1867	2617	57
	10.0%	14.1%	0.3%

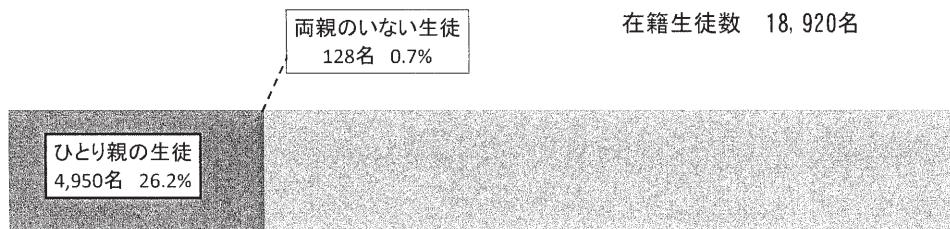
### 就学支援金の受給状況(平成24年度調査)



問2. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

在籍生徒数	母子・父子の一人親の生徒	両親のいない生徒数
18920	4950	128
	26.2%	0.7%

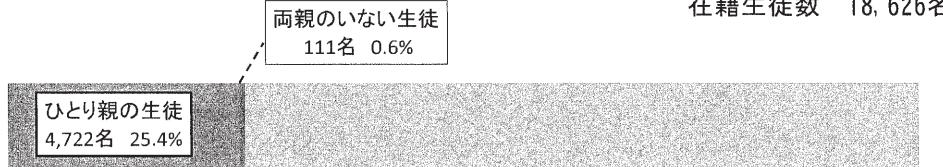
### 生徒の家庭状況



<参考:平成24年度調査結果>

在籍生徒数	母子・父子の一人親の生徒	両親のいない生徒数
18626	4722	111
	25.4%	0.6%

### 生徒の家庭状況(平成24年度)



問3. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数

在籍生徒数	各都道府県育英奨学金等受給生徒数
18920	2653
	14.0%

各都道府県育英奨学金等受給生徒数

在籍生徒数 18,920名

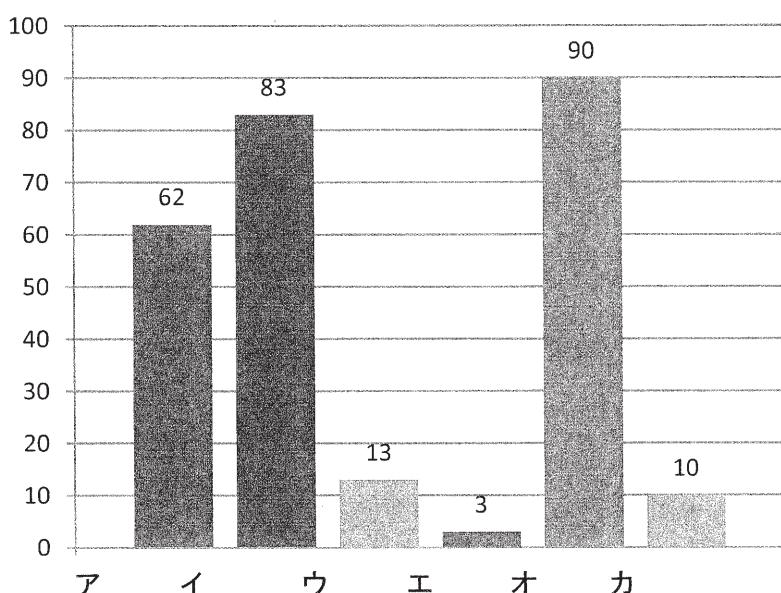


問4. 以下の具体的施策等の中で貴校として望ましい事項を選んでください。

(複数回答可)

回答学校数	129	
ア. 低所得者層の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金制度を創設する。	62	48.1%
イ. 教育費負担における公私間格差の是正を図るため就学支援金の加算を行う。	83	64.3%
ウ. 特別支援学校、定時制・通信制高校の生徒への支援を行う。	13	10.1%
エ. 海外の日本人学校等及び国内の各種学校等の生徒に拡大する。	3	2.3%
オ. 高等専修学校に対する経常費補助が高校と同様となる国の経常費補助制度を創設する。	90	69.8%
カ. その他	10	7.8%

具体的施策等の中で望ましい事項 (回答校数 129)



- ア. 低所得者層の教育費負担の軽減を図るため奨学のための給付金制度を創設する。
- イ. 教育費負担における公私間格差の是正を図るため就学支援金の加算を行う。
- ウ. 特別支援学校、定時制・通信制高校の生徒への支援を行う。
- エ. 海外の日本人学校等及び国内の各種学校等の生徒に拡大する。
- オ. 高等専修学校に対する経常費補助が高校と同様となる国の経常費補助制度を創設する。
- カ. その他

問5. 経済的な理由により進学できなかった事例や経済的な工夫によって進学・就職できた事例、又は、貴校の教職員の対応によって解決できた事例や苦慮したこと(解決できなかったこと)など、具体的な事例があればご記入ください。

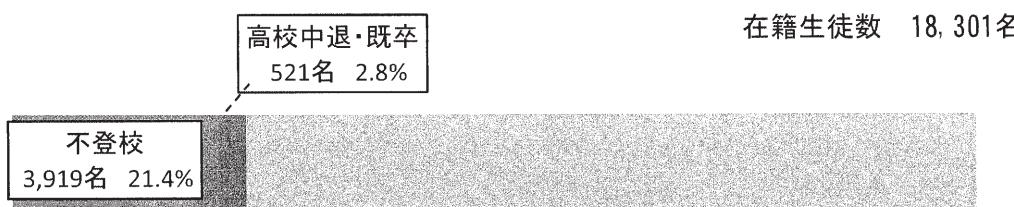
※回答いただいた具体的な事例は後掲します。

問6. 就学支援金制度の創設により、中学校の進路指導に変化を感じることはありますか。  
※回答いただいた意見等は後掲します。

問7. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数ならびに高校中退・既卒の生徒数も含めお答えください。

在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
18301	3919	521
	21.4%	2.8%

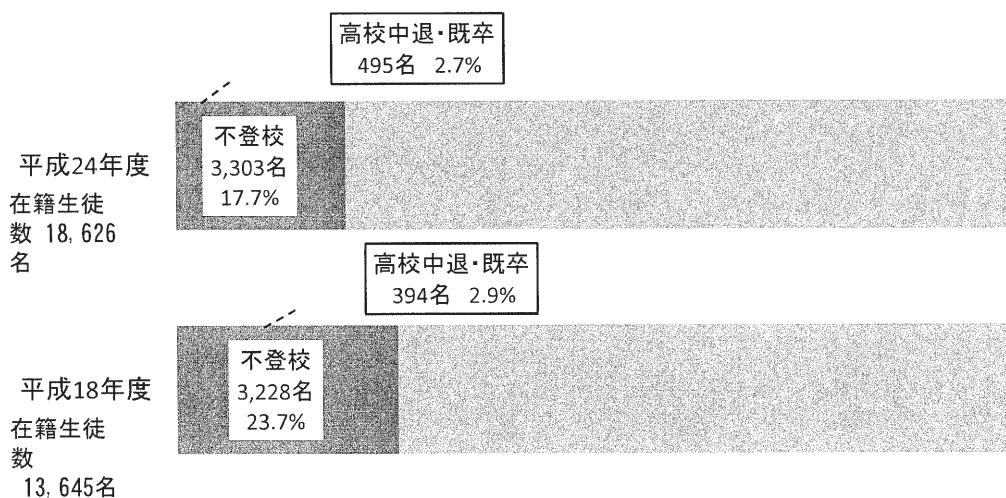
### 在籍生徒の状況



### <参考:過去の調査結果>

調査年度	在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
平成18年度	13645	3228	394
		23.7%	2.9%
平成24年度	18626	3303	495
		17.7%	2.7%

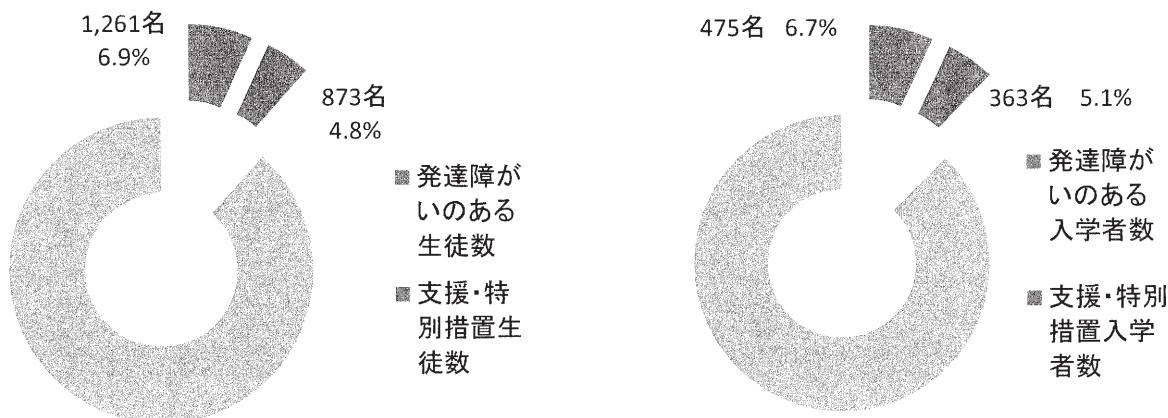
### 在籍生徒の状況 (年度による比較)



問8. 発達障がいのある生徒数について、お答えください。

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
18278	1261	873	7135	475	363
	6.9%	4.8%		6.7%	5.1%

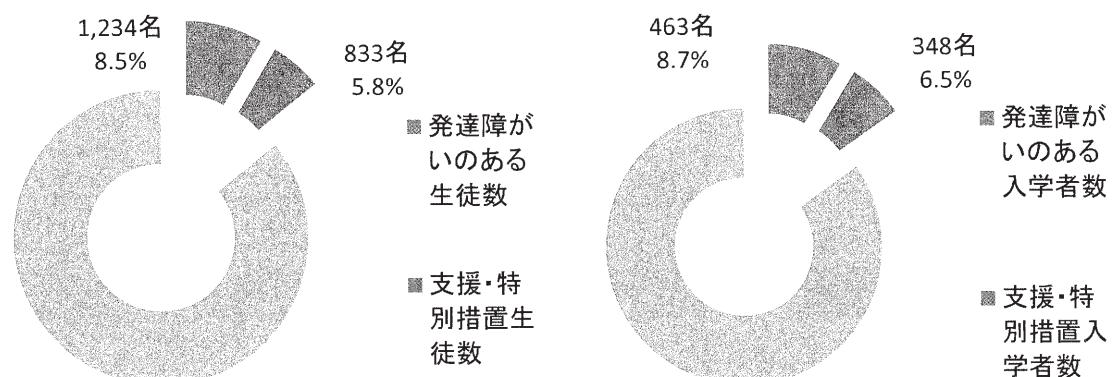
発達障がいのある在籍生徒数 18,278名



<参考:発達障がいのある生徒数から「医療分野」「衛生分野」を除いた集計結果>

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
14,486	1,234	833	5,317	463	348
	8.5%	5.8%		8.7%	6.5%

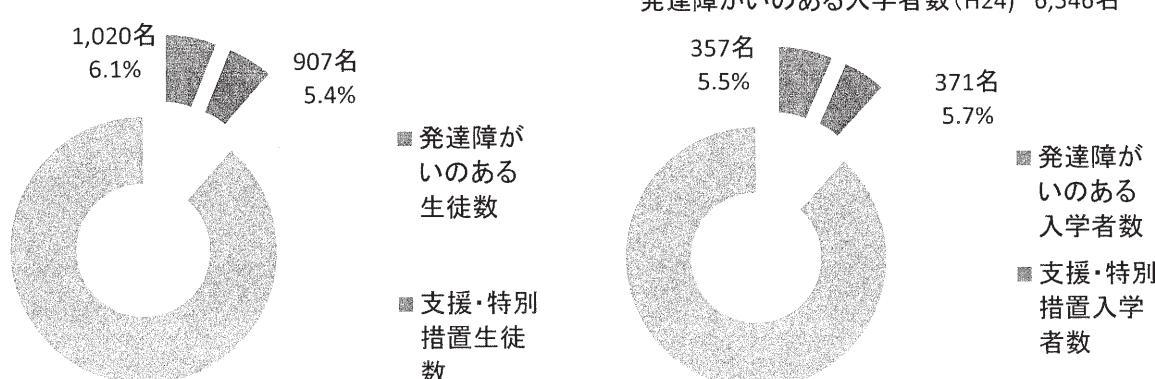
発達障がいのある在籍生徒数(医療・衛生分野を除く) 14,486名



<参考:平成24年度調査結果>

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
16,717	1,020	907	6,546	357	371
	6.1%	5.4%		5.5%	5.7%

発達障がいのある在籍生徒数(H24) 16,717名



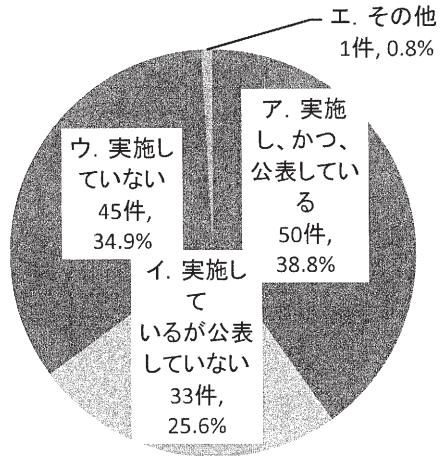
## II. 自己評価

### 問9. 自己評価を実施・公表していますか。

ア. 実施し、かつ、公表している	50	38.8%
イ. 実施しているが公表していない	33	25.6%
ウ. 実施していない	45	34.9%
エ. その他	1	0.8%

その他:平成26年度実施に向けて作業を行っています

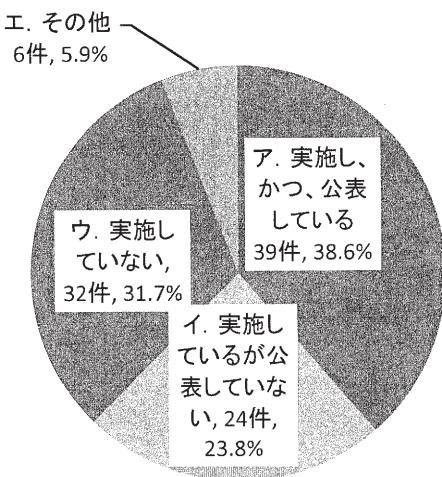
#### 自己評価を実施・公表していますか



#### <参考:平成24年度調査結果>

ア. 実施し、かつ、公表している	39	38.6%
イ. 実施しているが公表していない	24	23.8%
ウ. 実施していない	32	31.7%
エ. その他	6	5.9%

#### 自己評価を実施・公表していますか(平成24年度)



※問10に関しては、問9でAを選択した場合のみ回答してください。

問10.「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、評価項目として設定しているかどうか

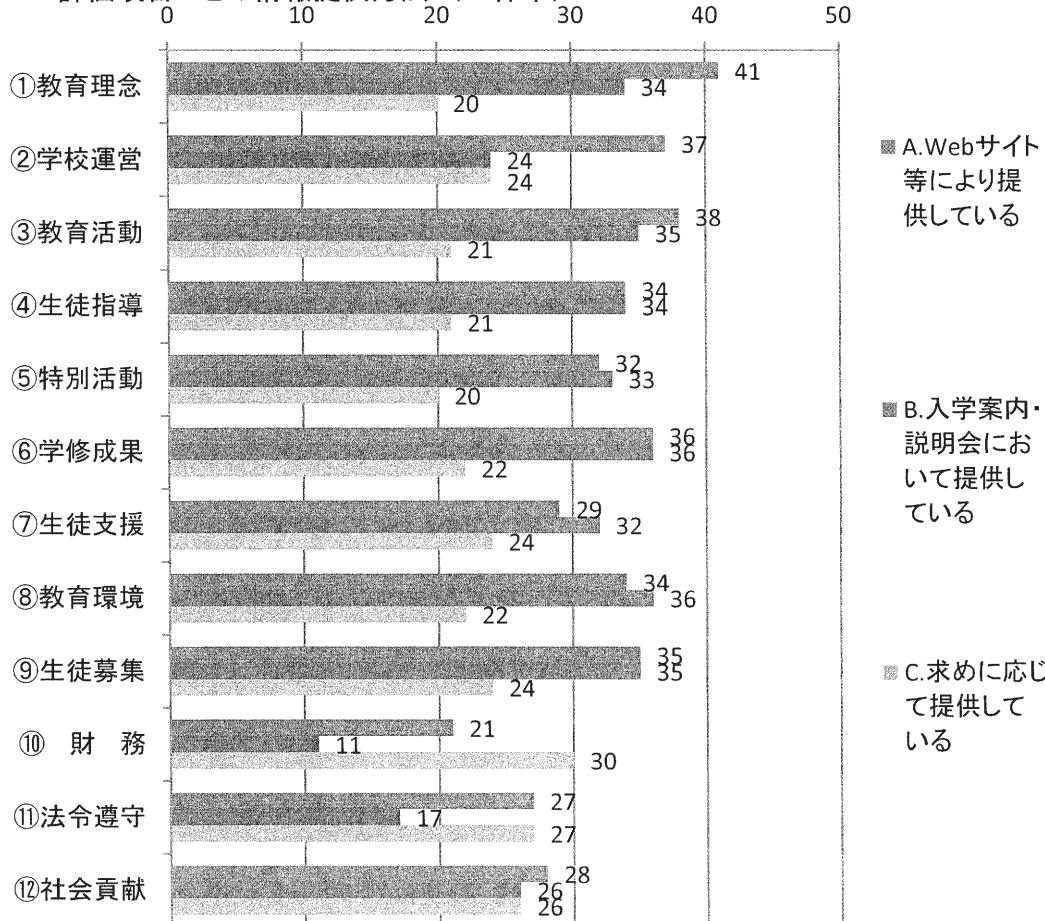
A.Webサイト等により提供している      B.入学案内・説明会において提供している

C.求めに応じて提供している

の区分から、該当するもの全てを選び記入してください。

項目	A	B	C
①教育理念・目的・人材育成像(学校の理念・目的・育成人材像は定められているか、)	41 82.0%	34 68.0%	20 40.0%
②学校運営(目的等に沿った運営方針が策定されているか、等)	37 74.0%	24 48.0%	24 48.0%
③教育活動(目標の設定等、教育方法・評価等、資格試験、教職員、等)	38 76.0%	35 70.0%	21 42.0%
④生徒指導等(基本的生活習慣の確立のための取組が行われているか、等)	34 68.0%	34 68.0%	21 42.0%
⑤特別活動(クラブ活動等特別活動を奨励・支援しているか、等)	32 64.0%	33 66.0%	20 40.0%
⑥学修成果(進学率や就職率の向上が図られているか、等)	36 72.0%	36 72.0%	22 44.0%
⑦生徒支援(生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか、等)	29 58.0%	32 64.0%	24 48.0%
⑧教育環境(施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか、等)	34 68.0%	36 72.0%	22 44.0%
⑨生徒の受入れ募集(中学校等接続する機関に対する情報提供等が行われているか、等)	35 70.0%	35 70.0%	24 48.0%
⑩財務(中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるのか、等)	21 42.0%	11 22.0%	30 60.0%
⑪法令等の遵守(法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、等)	27 54.0%	17 34.0%	27 54.0%
⑫社会貢献(学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか、等)	28 56.0%	26 52.0%	26 52.0%

評価項目ごとの情報提供方法 (50件中)



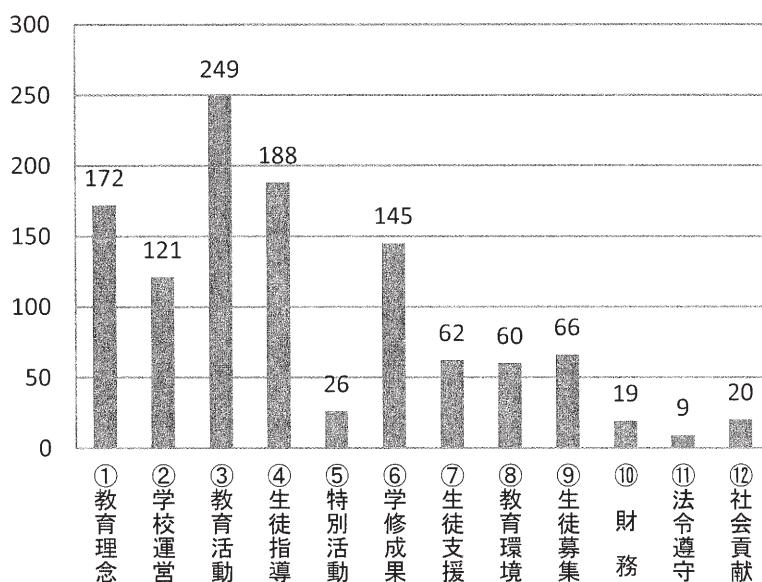
※問11～13に関しては、問9でア～イを選択した場合のみ回答してください

問11. 上記の項目の中で、重点的に取り組むことが必要な上位5つの項目についてご記入ください。

項目	得点	比率
①教育理念	172	15.1%
②学校運営	121	10.6%
③教育活動	249	21.9%
④生徒指導	188	16.5%
⑤特別活動	26	2.3%
⑥学修成果	145	12.8%
⑦生徒支援	62	5.5%
⑧教育環境	60	5.3%
⑨生徒募集	66	5.8%
⑩財務	19	1.7%
⑪法令遵守	9	0.8%
⑫社会貢献	20	1.8%
得点計	1137	100.0%

※得点：1位=5、以下2位=4、3位=3、4位=2、5位=1、として加算

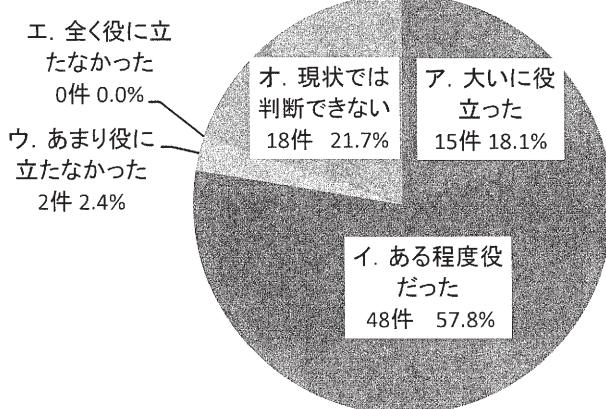
重点的に取り組むべき項目(上位5項目：得点制)



問12. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか(一つだけ選択)

ア. 大いに役立った	15	18.1%
イ. ある程度役立った	48	57.8%
ウ. あまり役に立たなかった	2	2.4%
エ. 全く役に立たなかった	0	0.0%
オ. 現状では判断できない(どちらともいえない)	18	21.7%

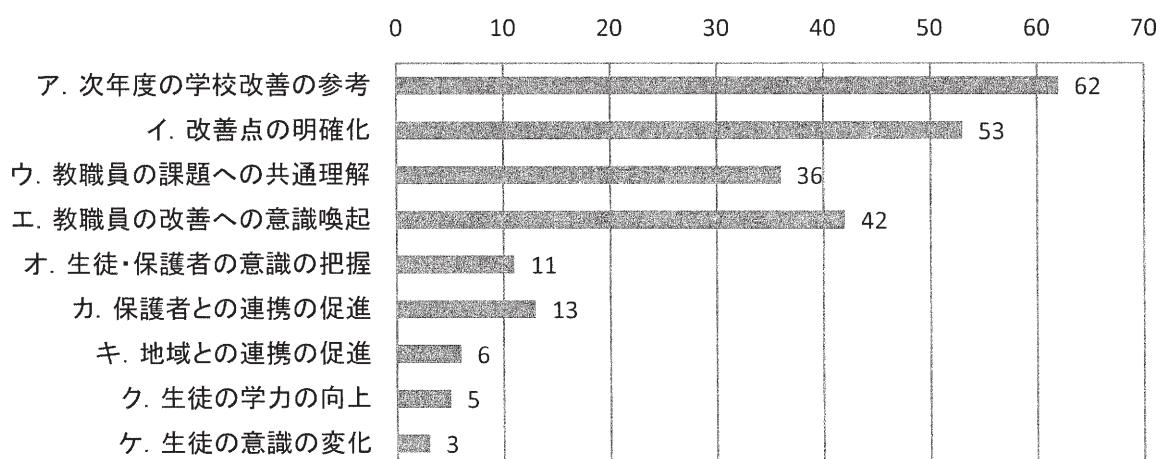
自己評価は学校改善に役立ったか



問13. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください(複数選択可)

ア. 次年度の学校改善の取組みの参考となった	62	74.7%
イ. 改善点が明確になった	53	63.9%
ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された	36	43.4%
エ. 教職員の改善への意識が喚起された	42	50.6%
オ. 生徒・保護者の意識が把握できた	11	13.3%
カ. 保護者との連携が促進された	13	15.7%
キ. 地域との連携が促進された	6	7.2%
ク. 生徒の学力の向上につながった	5	6.0%
ケ. 生徒の意識が変化した	3	3.6%
コ. その他	0	0.0%

自己評価の成果



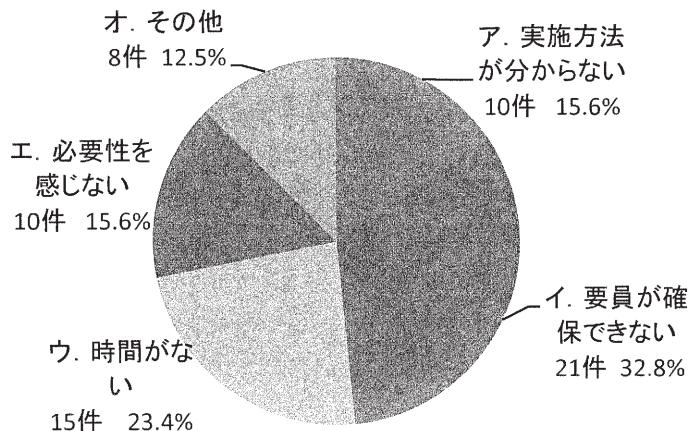
※問14は、問9でウを選んだ場合のみお答えください

問14. 自己評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

ア. 実施方法が分からず	10	15.6%
イ. 要員が確保できない	21	32.8%
ウ. 時間がない	15	23.4%
エ. 必要性を感じない	10	15.6%
オ. その他	8	12.5%

その他:現在実施に向けて準備中。内々では不定期だが部分的には実施。検討中。

自己評価を実施しない理由



### III. 学校関係者評価

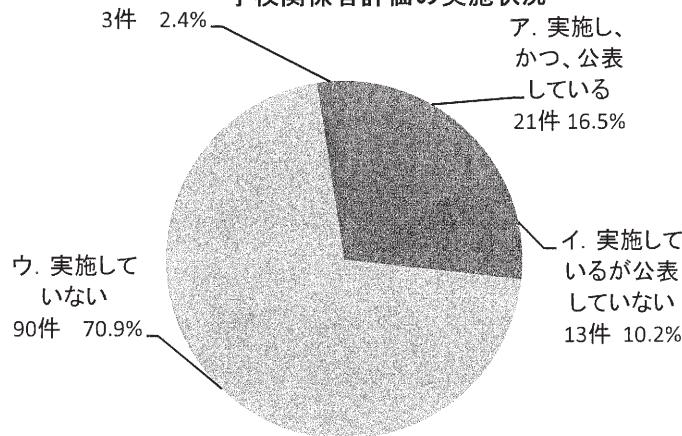
#### 問15. 学校関係者評価を実施・公表していますか

ア. 実施し、かつ、公表している	21	16.5%
イ. 実施しているが公表していない	13	10.2%
ウ. 実施していない	90	70.9%
エ. その他	3	2.4%

その他:早急に実施する予定。学校評価についての理解が職員内において周知されていない。

今後、学校改善について研修を深めていきたい。

#### エ. その他 学校関係者評価の実施状況



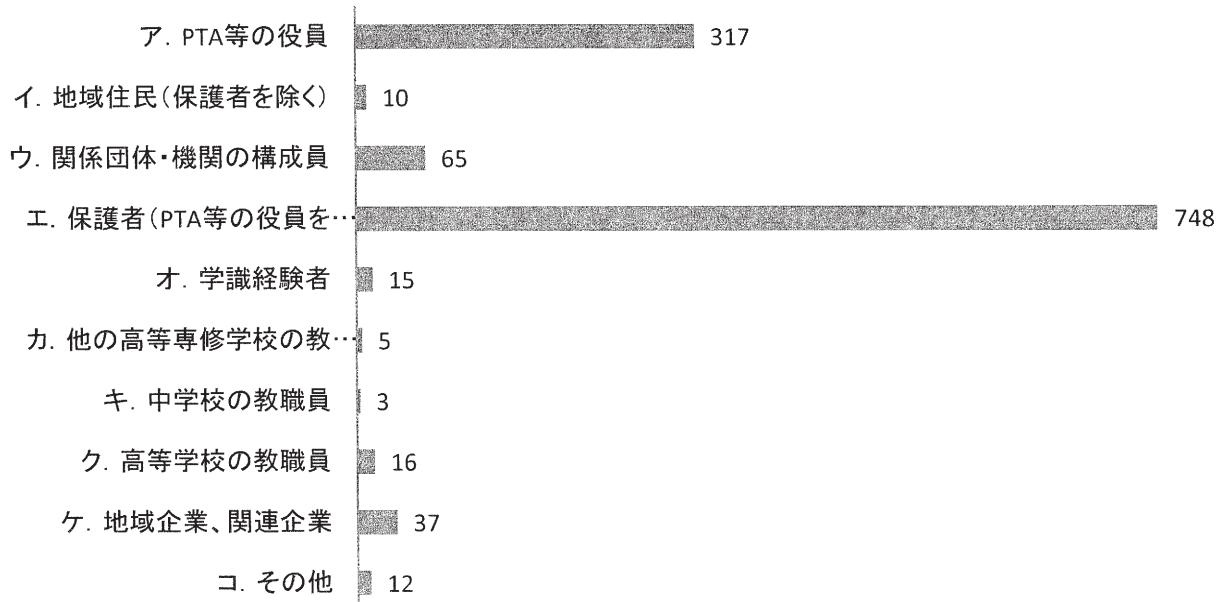
※問15でア、イを選択した場合のみ回答してください

#### 問16. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当する者の人数を記入してください。

ア. PTA等の役員	317
イ. 地域住民(保護者を除く)	10
ウ. 関係団体・機関の構成員	65
エ. 保護者(PTA等の役員を除く)	748
オ. 学識経験者	15
カ. 他の高等専修学校の教職員	5
キ. 中学校の教職員	3
ク. 高等学校の教職員	16
ケ. 地域企業、関連企業	37
コ. その他	12

その他:外部監査。卒業生。自校生徒。学校法人アドバイザリーボード。カウンセラー。

#### 学校関係者の構成



※問15でウを選んだ場合に回答してください

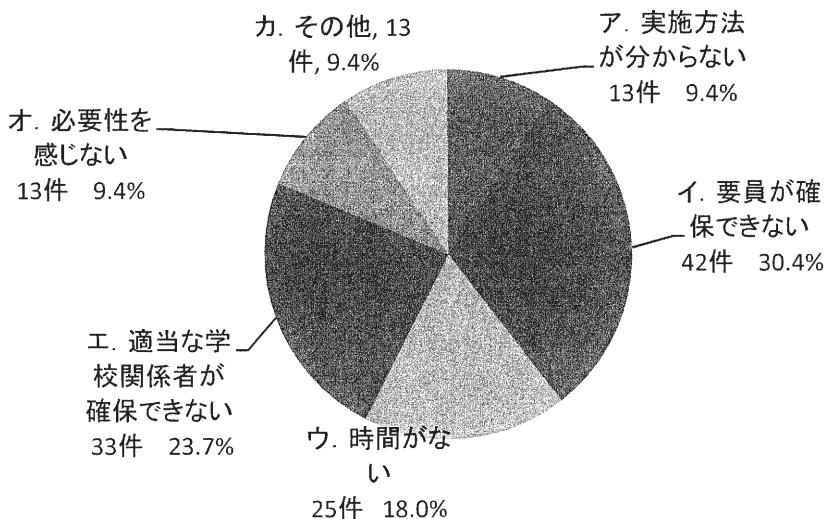
問17. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

ア. 実施方法が分からない	13	9.4%
イ. 要員が確保できない	42	30.4%
ウ. 時間がない	25	18.0%
エ. 適当な学校関係者が確保できない	33	23.7%
オ. 必要性を感じない	13	9.4%
カ. その他	13	9.4%

その他:来年度実施に向けて準備中。実施を検討中。

関係者から意見をもらう機会が多いため正式に学校関係者評価としては実施していない

#### 学校関係者評価を実施しない理由

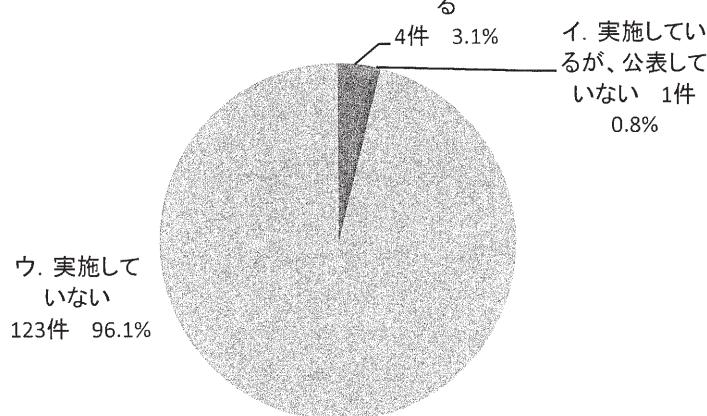


#### IV. 第三者評価

問18. 第三者評価を実施・公表していますか(一つだけ選択)

ア. 実施し、かつ、公表している	4	3.1%
イ. 実施しているが、公表していない	1	0.8%
ウ. 実施していない	123	96.1%

#### 第三者評価の実施状況



問18-2. 問18でア、イを選んだ場合に回答してください

第三者評価機関の名称をご記入ください

- ・大阪府。・ナゴヤファッショナ協会。・自動車関連(ダイハツ工業株)労働組合相談役)
- ・教育課程編成委員会

## V. 教育活動情報の公開

問19. 「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の各項目について情報提供を行っているかどうか、

A.Webサイト等により提供している

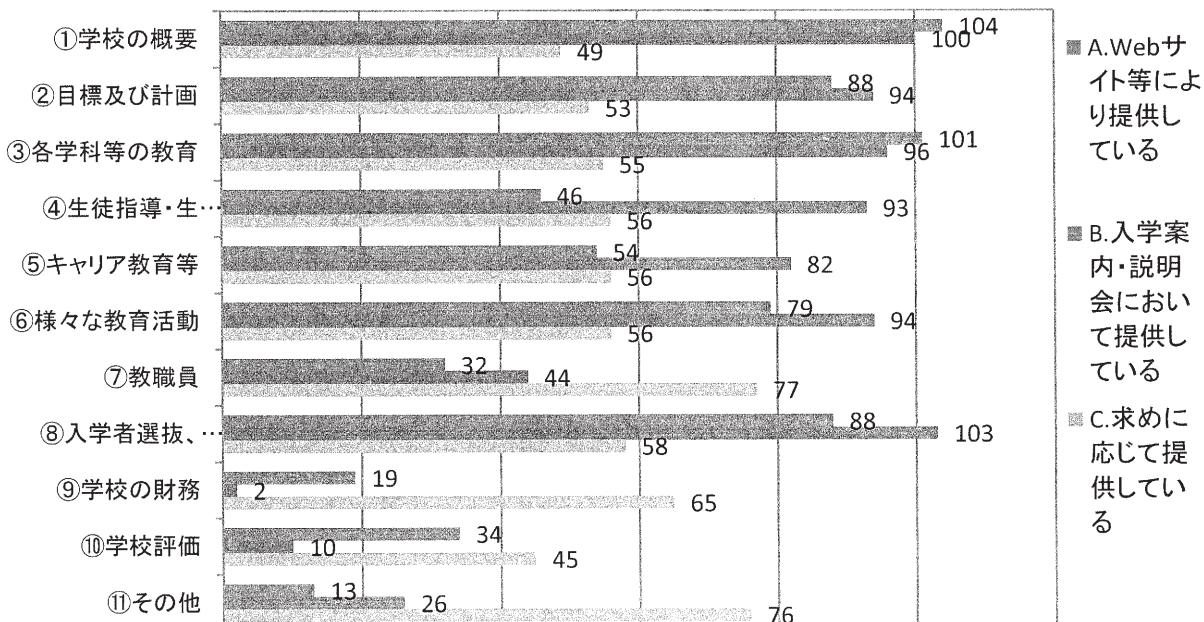
B.入学案内・説明会において提供している

C.求めに応じて提供している

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について記入してください(複数選択可)。

項目	A	B	C
①学校の概要(校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など)	104	100	49
	80.6%	77.5%	38.0%
②目標及び計画(教育目標、経営方針、教育指導計画など)	88	94	53
	68.2%	72.9%	41.1%
③各学科(コース)等の教育(定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など)	101	96	55
	78.3%	74.4%	42.6%
④生徒指導・生活指導(方針・基準、取組状況など)	46	93	56
	35.7%	72.1%	43.4%
⑤キャリア教育等(キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況など)	54	82	56
	41.9%	63.6%	43.4%
⑥様々な教育活動(学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など)	79	94	56
	61.2%	72.9%	43.4%
⑦教職員(教職員数・職名別、教職員の組織・活動など)	32	44	77
	24.8%	34.1%	59.7%
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援(入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取り扱い、就学支援措置の内容など)	88	103	58
	68.2%	79.8%	45.0%
⑨学校の財務(貸借対照表・収支計算書など)	19	2	65
	14.7%	1.6%	50.4%
⑩学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など)	34	10	45
	26.4%	7.8%	34.9%
⑪その他(学則、学校運営の状況に関するその他の情報など)	13	26	76
	10.1%	20.2%	58.9%

## 教育活動情報の公開



問5. 経済的な理由により進学できなかった事例や経済的な工夫によって進学・就職できた事例、または、貴校の教職員の対応によって解決できた事例や苦慮したこと（解決できなかったこと）など、具体的な事例があればご記入ください。

58件の事例が寄せられた。主な事例を紹介する。

＜経済的な理由により進学できなかった例、中退した例＞

- ・当校への進学を希望していた生徒の家族が生活保護を受けていたために、いわき市の係から私立の学校へ進学することは適当でないと言われ、当校への進学を断念し公立高校へ進学した。
- ・進学希望の生徒が経済的な事情により進学を断念した。
- ・①3年生の10月に中途退学(授業料不払い)=母子家庭にて生活困窮。②せっかく入学するも21／4入学→6月休学…その後退学。22／4再入学(1年生やり直し)→翌年3月退学。(母子家庭・母家出・断念)
- ・経済的な理由により、卒業ができなかった事例としては、元々、保護者が多額な借金を抱えていた状況で、その返済によって学費が滞納になったケースがあり、苦慮した。
- ・家庭の事情により例年のことながら資格を取るために入学したいが仕事をやめなければ生活できないと断念している社会人がいる。支援機構、国のローン等の話をしている。
- ・授業料が納入できなかつたため、除籍処分となつた。PCソフトウェア購入時に一括納入が不可能なため学校分納を認め購入できた。高等課程から専門課程へ進学することが経済的に困難だった生徒がいた。特待生試験を受験し、授業料免除を目指すようすすめたが、それでも難しいということで卒業した。
- ・父子家庭で父親の収入が安定しておらず、生徒のアルバイトによって在学中は学費を捻出。よって進学希望先への入学金が払えず、進学を断念し、就職をした。
- ・履修は完了しているにもかかわらず、学費未納に付き卒業証書を渡せないまま所在不明となっているものが、この10年で数名います。解決は困難である。
- ・進学希望の強い生徒であったが、母子家庭で姉が私立大学生であることから、これ以上母親への負担を強いるのは厳しいと考え(母親は何とか進学させてやりたいと言っていたが)、就職を選択したケースがある。
- ・進学希望の生徒・家庭が、進路の具体的な決断時期に来て経済的な理由から、進学を断念し就職を希望するというケースがある。
- ・平成24年度卒業生の一人が、専門学校入学試験に合格していたが、初年度納付金の納入ができなかつたので、入学を諦めて就職せざるを得なかつた。親がブラックリストに載つており資金の調達が不可能であった。
- ・両親の離婚によって、学費・寮費・食費等の支払いが困難になり、未払いのまま退学した事例があります。
- ・生徒が不登校になつたが、保護者は経済的に困っているので、本人が迷つてゐる状態なのに退学の手続きを進めたことがあつた。
- ・県の奨学金を貸与されている家庭の中には、学費以外に転用し、授業料が未納となっているケースがあり、対応に苦慮している。
- ・入学前の段階で入学諸経費を納入することができず、入学を辞退した。
- ・外国籍の親が低所得世帯だったが、扶養控除が受けられず補助金区分が変わり説明が困難だった。ネグレクト世帯は保護者から書類が提出されず、補助金や奨学金も受けられず、生徒の意志とは逆に退学にせざるを得なかつた。
- ・授業料以外の諸経費負担に困難をきたしている家庭がある。解決策として各種の奨学金活用を紹介しても、将来の返済に不安を持ち、利用に難を示す事例が多々ある。
- ・高等専修学校に在籍することで、就学支援金等の補助を受けることができても、技能連携校については補助がないため、結局学費を払うことができずに退学してしまう場合がある。
- ・支援金加算費用や各都道府県の補助金等を充てにして学費を納めない家庭が多い。奨学金を借り入れても、学費を納入せず、生活資金に充てている家庭も多い。支援金を導入する前より悪質なケースが多い。支援金導入以前の方がスムーズに学費を納めることが多かつた。
- ・もともと低所得の家庭で、さらに両親が離婚したため前期末で退学することになった2年生がいる。そこまでは学校の成績も良好であった。定職に就けない親や低所得の家庭は少なからずおり、学費の延納や分割を認めて対応している。
- ・校納金を長期にわたり収めることができず、県の奨学金を停止されるケースが出てきております(県の厳格な指導により)。
- ・入学後、奨学金等の支援を受けながら6ヶ月通学したが、母子家庭の経済的負担がかさみ、借金が増大し継続的な就学が不可能となり、本人の意に反して退学し実家に帰ることとなつた。
- ・母子家庭のため補助金を受けて高等専修学校は卒業できたが、通信制高校の年間学費102000円が支払えないため高卒資格を取得できなかつた。クラスで1名だけ高卒資格を取得できない為不憫であった。当人も精神的に苦しんだと思う。
- ・勤務先の事業所等の経営悪化により保護者の学納金に対しての経済的負担がままならず、やむを得ず上級学校への進学の道が閉ざされたため、不登校気味に陥るケースがあり、教師の無力さを感じた。
- ・離婚、再婚が珍しくない昨今、保護者の都合により、生徒が退学させられる事例が多くなっている。何回話し合いの場を設けても改善はしません。

・本校への進学を強く希望しているのに、学費がかかるという親の反対で進学できない生徒が毎年複数出ます。就学支援金等含めた学費の説明を聞いて許可をいただく場合もありますが、保護者が、私立で、しかも専修学校高等課程は学費が高いというイメージだけでまったく関心を示さず反対される場合がほとんどです。

・教材や設備費など、補助の対象外の費用を県の奨学生などと賄う考え方の保護者が増え、実際に助かっている場合も多いのですが、借金など生活苦で流用してしまい、悪質な滞納として処分という措置をせざるを得ないケースが増えてきています。

#### <経済的支援により進学できた例>

・経済的な理由により、進学を諦めて就職を希望する生徒が10名程度毎年いる。学びたいが進学が難しい生徒については、本校専門課程を推奨し、学費の軽減、分納、延納等により対応している。

・奨学生制度の生徒への周知・徹底を図る。・アルバイトを許可することで本人が計画的に進学費用を準備して進学することができた。・入学資金の貸し付けが進学先の手続き期間に間に合わず、進学を諦めかけた生徒がいたが、進路担当教員が進学先と調整し猶予期間を確保できることにより進学が可能となった。

・入学金、授業料その他の学費について、納入方法の相談(分割や延期等)や借入等について多くの相談があり、個別の対応相談をすることで、入学した生徒も多数あった。

・学費納入の延納、分納にはできるだけ柔軟に対応しています。

・進学をして資格等を取得し目指す職業に就きたいのだが、家庭の経済的な理由により断念をせざるを得ない状況になってしまった。学校と家庭との面談を通して、まずは就職をして数年働き、貯蓄をして学費が捻出できるようになってから、進学を志す道を選んだケースが複数ある。最近の事例としては、・進学希望であったが、父親の急死により就職に切り替える。しかし、卒業間際のことであり、就職先がなかなか見つからず、卒業後も就職先が決まるまで登校して対応したケースがある。

・経済的理由により進学を諦めていた生徒が、自校が実施する奨学生制度の拡充により進学することができた。

・在学中から学校と共にアルバイトを探し、貯蓄計画を考えた。そして親と共に進学先の学費について、どうしたら支払っていいかを考えた。

・経済的な家庭内の急変により進級が困難になった生徒に対し学費の延納計画を提出、申請させることにより、毎年3人ぐらいの生徒が進級、卒業できている。また、解決できずに多々起きた問題としては、入試合格するも学費の準備・奨学生の手続きに手間取り、入学辞退となるケースがあった。安易に借り入れ可能なオリエントコーポレーション等企業の少額型教育ローンを導入しようと考えています。

・就学支援金と本校の奨学生制度とで入学手続や入学後の学費の支払いが楽になった家庭が多い。

・佐賀県育英資金を案内することにより、当面の保護者負担を軽減できた。

・進級にあたって授業料の入金がされていない生徒に対して一時的にお金を都合していただき、支援金を充てることで進級している生徒が毎年多くいる。支援金がなければ進級もままならない状況なので非常にありがたく感じている。

・専門学校AO入試合格後(9月)すぐに納金しなければならない(入学金、一期授業料等)ものを、本校進路指導部より先方へ働きかけ、3月ぎりぎりまで待ってもらえるようになった。

・毎年3年生の三者面談を実施しており生徒本人は進学希望でも、経済的理由で就職せざるを得ない生徒がいる。国民政策金融公庫の教育ローンや日本学生支援機構奨学生を利用して大学に進学している生徒がいる。

・日本学生支援機構の予約奨学生により進学できた。

・全体人数に比べて、一人親の人数が多いため、担任はきめ細かに家庭状況を把握し、指導を行うことにより信頼を得ている。上級コースに進学を希望している生徒には奨学生の申請を指導する等を行い進学している。

・授業料の納入を分割にする等、保護者と個別に話し合い対応。

・経済的な問題は、その生徒の学校生活の充実に密接にかかわるもので、出席状況の良い生徒については、家庭も理解を示す方向をとり、経済的な問題もクリアしている。

・母子世帯で急に保護者が病気で仕事を休まざるを得なくなった時、前年度の所得割額による判断のため、加算の対象とならない事例がありました。学校事務局が対応し、保護者との話し合いを密にし、サポートすることで無事に卒業できました。

・在学中に学費納入が困難となり退学せざるを得ない状況となった生徒に対して、学園の奨学生を貸与した。その結果、無事卒業・就職することができた。

・学校説明会における奨学生の予約採用の周知、学納金の延納措置。

・昼間課程志望から働きながら卒業資格を取得できる通信課程に変更させた。

・入学時に経済的理由で相談を受け、分納の回数を規定以上に増やし、月払いにしたことにより学習を続けられたケースがあった。しかし、多くは出願の段階で諦めてしまうことが多いと思われる。また本校ではアルバイト進学制度により、アルバイト先の寮に住みながら通学することにより経済的負担の軽減を図るための支援を希望者に実施している。

・元々は、国のローンの対象者であった生徒宅が、本年度初旬より家計が厳しくなり、時期6ヶ月をおき、国のローンの再検討をして、今年度分の申請をやっと借り入れ授業料にあてることができた。

## 問6. 就学支援金制度の創設により、中学校の進路指導に変化を感じますか。

78件の意見が寄せられた。主な意見を紹介する。

### <高等専修学校、私立学校への経済的負担が軽減されたと感じる意見>

- ・あります。特に入学を検討している中学校の家庭が低所得の場合には特に感じます。(例:高等専修学校は学費面で難しかったが、就学支援金の加算制度により高等専修学校も検討できる等)
- ・高等専修学校においても私立高校と同様に制度の対象となるので、中学校の進路指導の中で保護者に対して、高等専修学校と共に並ぶ教育機関としての存在を説明しやすくなつた。
- ・進学相談の中で最も多いのが高校在学中授業料をはじめ3年間でどのくらいかかるのかがほとんどを占め、費用に関する質問が多い。4年前の就学支援金制度(国、県)が拡充され、それを利用している生徒が80%以上を超えている。
- ・進学先として本校を勧めるうえで就学支援金制度を紹介し、3年間の学費計画が立てやすくなつた等の意見を聞いた。
- ・多少なりとも、本校に入学を考えている保護者に対して、校納金の負担軽減ができるをお伝えしていただく材料となっているのではと考えます。
- ・低所得世帯の入学者数が増加していることから、私学への金銭的な理由での敬遠傾向が薄くなつたように感じられる。
- ・生活保護世帯や母子家庭など、経済的理由により従来進学を断念していた中学生が私学にも進学を希望できるようになってきた。
- ・本校への入学者の大半は、低所得者層の家庭であり、教育費負担の軽減は、中学校を訪問していても、必ず話題に上がり、低所得者層の家庭へ本校を薦めることが増加している。
- ・高等学校と同等の支援を受けられるという点で、高卒資格はなくても進路の選択肢に入れてくださっている。
- ・経済的に厳しい家庭に関しても選択肢を増やし、個々にあった進路指導を行うことができるようになったのではないかと思う。
- ・公立高校が無償化となった現在、就学支援金制度が高等専修学校にも適用されたことで、私立高校と同等であると説明ができる大いに助かっている。ただし、公立高校との負担面での格差は大きく、中学校の先生が高等専修学校を勧めても公立志向は根強く、この溝はいかんともし難い。
- ・生活困窮家庭の生徒の入学希望者が増加した。
- ・現在も生活保護世帯の学生があり、支援金制度により進学できる学生が増えると思われる。
- ・中学生の進路先としてしっかりと認識が得られるようになった。
- ・公立高校から高等専修学校への進学を勧めてくれるようになった。それは、経済的負担が軽くなったこと。
- ・私立高等学校と同様に、高等専修学校にも就学支援金を受けることができるため、以前と同様に、本校に適する生徒を紹介してくれる。
- ・高等専修学校にも就学支援金制度が導入されていることにより、中学校の先生方においても安心して進路指導に当たることができている。
- ・高等専修学校に理解のある先生は、生徒さんが進路選択の際に案内しやすくなっているのではないかと感じています。
- ・就学支援金制度の創設により、他の公立高校との授業料格差も軽減され中学校の進路指導に関しても国立・私立高校や高等専門学校、専修学校高等課程を視野に入れていただき感謝している。
- ・経済的な理由で進路を閉ざされていた生徒たちの受験の機会が増えている。
- ・本校は、不登校生徒や経済的に困窮している家庭の生徒を受け入れているので、就学支援金制度により、私立学校である本校への進学可能性が広がっていると感じる。
- ・県立高校だけでなく、私学・高等専修学校も、家庭・保護者の状況により就学支援金を受けることができることを進路指導をする際には保護者に説明することで、高等専修学校への進学希望が増す傾向にはあるが、これからも進めてほしい。
- ・従来なら、経済的理由で本校への進学を諦めていたと思われる生徒にも特色ある教育が向いている場合、本校も視野に入れて指導するようになってきている。
- ・中学校訪問の際に、先生方から「公立だけでなく私立も検討するように」という働きかけが強くなつたことを感じます。
- ・支援金が支給されない学校との区別を明確に意識する先生が増えた。
- ・私学・専修学校への進学者が少しずつ増えている。
- ・私立の高等専修学校への進路指導も従来より進めやすくなっているのではないかと感じます。
- ・私学への進学を金銭的な理由で断念するケースが以前より多少ではあるが減少してきた。
- ・従前の授業料軽減措置に加えての軽減が発生したことにより、低所得層の入学に結びついた。
- ・私立高校とほぼ同じ制度として認知されているので、中学校の先生からは評価をいただいていると思う。
- ・すごく感じます。経済的困難な生徒にも、就学支援金が大きな後押しとなっているので、積極的に進路指導にあたっていただけるようになりました。

### <公立高校との格差が拡大したと感じた意見>

- ・中学校の先生たちにとって、就学支援金は「公立高等学校の授業料が無償になる」というイメージだけのようです。やはり私立は、それ以上に法外にお金がかかるという感覚になっています。もちろん、世帯の所得によって、加算されるということは、ほとんどの先生は周知していないと思います。
- ・従来、専修学校は経済的負担が大きいと考えていた先生方には、一定の変化は見受けられたが、公立の有り余る定員、多様な生徒の受入れが、この制度を中学校の先生方に周知するに至っていない。
- ・公立志向の高まり。
- ・公立、私立の支援格差のため、どうしても無償の方へ進路指導をする傾向があったと思われる。私学の定員割れを起こす原因となつたと思う。
- ・公立無償化により、公立志向の強い県であるため、更に公立志向が強まった。
- ・私立高等学校と同様であることに安心感を持っていただき、高等専修学校も一つの選択肢として認知していただけている。しかしながら、公立高等学校が無償であるため、どうしても公立が第一という家庭が多い状況であり、なかなか初めから高等専修学校を選ぶことは考えにくいとも言われている。
- ・就学支援金制度により、学費負担の軽減がされているという意識よりも、公立高校授業料無償制との格差に、より公立志向が強まっているように感じる。
- ・少子化の中、学校教育法第1条の条項に掲げられる一般の高校に入学することにより同額の支援金で無償となり、少子化によるある程度の水準であれば受け入れられることが起因し、専修学校の募集活動は困難になっている。
- ・中学校の指導に変化を感じないが、周辺地域の公立高校への生徒の流出が多くなっているように思える。
- ・同時に導入された公立高校無償化のインパクトの方が強いのか、公立高校志向が強まった気がする。
- ・就学支援金の金額が十分でないので私学は大変という意見が多い。
- ・公立は無償になったので、より公立志向が高まったと感じる。
- ・近年、学費の面で私立学校を敬遠することをよく言われるが、この制度により募集状況が好転することなく、むしろ公立高校授業料無償化によって都立高校への希望者が多くなっているように見受けられる。
- ・公立と比較されるので、就学支援金はあくまでも公立を落ちて私立に行く場合、多少は助かるという気持ちが働くようだ。ただ、私立に行かせられるという選択肢が増えたことは確かである。
- ・就学支援金は大変ありがたいが、中学校現場の先生においては、熟知されていない。
- ・まだ、周知が徹底していないため、進路担当の先生も支援金額を存知ない先生がいて、非常に高額な授業料だと認識していらっしゃる。
- ・就学支援金制度の創設により、ほとんどの中学生が公立高校を希望するようになり、3月下旬の第3次選抜入試の結果次第で、本校を受験するという流れに変化してきた。
- ・公立高校授業料無償という面が強くピックアップされているように感じる。
- ・保護者側が制度のリーフレットにある最大補助額などの概要だけで、補助額でほぼ賄えると安易に判断するケースが増え困っている。中学校側は、費用を考慮しての問い合わせなどは別段なく、変化は感じられない。

**<参考資料>**

**○大阪府、愛知県、東京都における高等専修学校の授業料軽減制度について**

**■大阪府「私立高等学校等授業料支援補助金」制度**

- ・平成 23 年度の新 1 年生から適用 標準授業料：580,000 円

年収のめやす	市町村民税 所得割額	就学支援金 (国)	支援補助金 (府)	合計	保護者負担
年収 250 万円未満	0 円	237,600 円	342,400 円	580,000 円	0 円
年収 350 万円未満	18,900 円未満	178,200 円	401,800 円		
年収 610 万円未満	135,900 円未満	118,800 円	461,200 円		
年収 800 万円未満	224,100 円未満		361,200 円	480,000 円	100,000 円
年収 800 万円以上	224,100 円以上		0 円	118,800 円	461,200 円

**■愛知県「私立高等学校及び私立専修学校高等課程の授業料軽減について**

- ・私立専修学校（高等課程）【平成 25 年度】

区分	補助額	左のうち国の就学支援金額	保護者の所得基準（父母の合算収入）
甲 1	30,100 円（年額 361,200 円）	19,800 円（年額 237,600 円）	生活保護又は市町村民税所得割額が非課税の世帯【年収 250 万円未満程度】
甲 2	30,100 円（年額 361,200 円）	14,850 円（年額 178,200 円）	市町村民税の所得割額が 18,900 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ①16 歳未満の扶養親族 1 人につき 21,300 円を加算した額 ②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人につき 11,100 円を加算した額 【年収 350 万円未満程度】
乙 1	17,000 円（年額 204,000 円）	9,900 円（年額 118,800 円）	市町村民税の所得割額が 136,500 円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ①16 歳未満の扶養親族 1 人につき 19,800 円を加算した額 ②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族 1 人につき

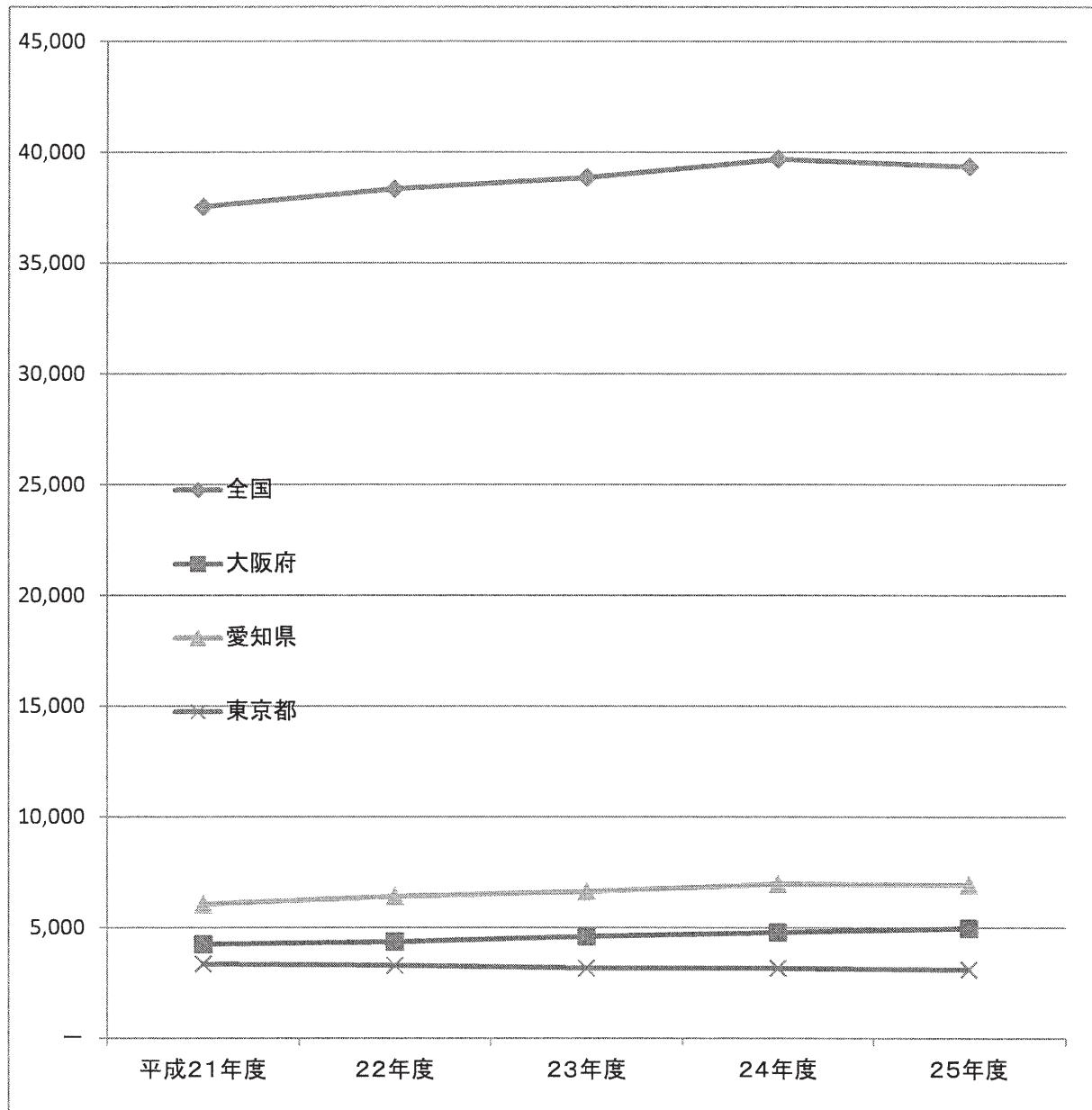
			7,200円を加算した額 【年収 610万円未満程度】
乙 2	12,100円（年額 145,200円）	9,900円（年額 118,800円）	市町村民税の所得割額が 244,500円に①、②の合計を加えた額未満の世帯 ①16歳未満の扶養親族1人につき 19,800円を加算した額 ②16歳以上 19歳未満の扶養親族1人につき 7,200円を加算した額 【年収 840万円未満程度】
その他	9,900円（年額 118,800円）	9,900円（年額 118,800円）	市町村民税の所得割額が 244,500円に①、②の合計を加えた額以上の世帯 ①16歳未満の扶養親族1人につき 19,800円を加算した額 ②16歳以上 19歳未満の扶養親族1人につき 7,200円を加算した額 【年収 840万円以上程度】

■東京都「私立高等学校等の授業料負担軽減制度」

対象世帯区分・保護者の年収目安	軽減額の合計（就学支援金+授業料軽減助成金）	就学支援金	授業料軽減助成金（都民のみ）
約 250万円未満（生活保護世帯）	427,000円	237,600円	189,400円
約 250万円未満（住民税が非課税又は均等割のみの世帯）	377,000円	237,600円	139,400円
約 250万円～約 350万円（住民税のうち区市町村民税所得割額が 18,900円に①と②の合計額を加えた額未満の世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上 19歳未満の扶養親族の数×11,100円）	302,600円	178,200円	124,400円
約 350万円～約 760万円（住民税・4人世帯が一定基準以下の世帯）	221,600円	118,800円	102,800円
約 760万円以上（住民税・4人世帯が一定基準を超える世帯）	118,800円	118,800円	加算分なし

## 高等専修学校生徒数の推移

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	25-21増減	増減率
全国	37,548	38,349	38,865	39,698	39,359	1811	4.8%
大阪府	4,253	4,361	4,601	4,788	4,967	714	16.8%
愛知県	6,059	6,412	6,633	6,965	6,937	878	14.5%
東京都	3,360	3,294	3,177	3,167	3,105	-255	-7.6%



## <参考>

### ○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について

- ・ 現在、高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況に関する全国的なデータはないが、いくつかの自治体では調査が行われている。例えば、チェックシート等を用いて実施した調査では、長野県（平成 20 年 8 月：全県立高校）で 1.37%、徳島県（平成 18 年 9 月：8 市 4 町の一部）で 2.6%、大分県（平成 20 年 11 月：全高等学校）で 1.0% の在籍率という結果となっている。
- ・ 小・中学校については、平成 14 年度の文部科学省の全国調査によれば、約 6% 程度の割合で通常の学級に発達障がいのある児童生徒が在籍している可能性が示されている。
- ・ この調査に準じた方法で実態調査を実施した中学校について、在籍する発達障がい等困難のある生徒の一部の学校卒業後の進路状況（平成 21 年 3 月時点）を文部科学省において分析・推計した。その結果、調査対象の中学校 3 年生全体のうち、発達障がい等困難のあるとされた生徒の割合は約 2.9% であり、そのうち約 75.7% が高等学校に進学することとしているとのデータが得られた。これらの高等学校に進学する発達障がい等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約 2.2%であった。
- ・ 課程別では、全日制課程の推計在籍率 1.8% に比べ、定時制課程 14.1%、通信制課程 15.7% と相対的に高い比率となっている。また、学科別にみると、普通科が 2.0%、専門学科が 2.6%、総合学科が 3.6% となっている。
- ・ このように、中学校において発達障がい等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約 2% 程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。

「高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告」より抜粋（平成 21 年 8 月 27 日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ）

## ○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果

平成 24 年 12 月 5 日、文部科学省は「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を発表。調査は、平成 24 年 2 月から 3 月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒（標本児童生徒数は、小学校：35,892 人、中学校 17,990 人の合計 53,882 人）。調査結果は、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は 6.5%（小学校 7.7%、中学校 4.0%）という推定値となっており、平成 14 年調査（調査は 5 地域）とは調査の性格が異なることから、単純な比較はできないが、前回調査では 6.3% であった。

## ○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について

- 独立行政法人日本学生支援機構の「平成 24 年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障がいのある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書」（平成 25 年 3 月）によると、平成 24 年 5 月 1 日現在、全国の大学、短期大学、高等専門学校における発達障がい学生（障がい学生とは：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）と定義）1,878 人であり、全学生数 319 万 9,905 人の 0.06% であった。
- 同調査によると、「視覚障がい」694 人、「聴覚・言語障がい」1,488 人、「肢体不自由」2,450 人、「病弱・虚弱」2,570 人、「重複」263 人、「発達障がい」1,878 人、「その他」2,425 人で合計 11,768 人（前年度 10,236 人）。障がい学生在籍率は 0.37%（同 0.32%）であった。

全専各連総発第115号  
平成25年10月22日

高等専修学校  
理事長・学校長殿

全国高等専修学校協会  
会長 清水 信一  
制度改善研究委員会  
委員長 大岡 豊

公印省略

### 「高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査」ご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会の事業に格別のご理解を賜りますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年4月から、高等学校等就学支援金制度が創設され、高等専修学校の生徒にも高等学校と同様に就学支援金が支給され、制度として定着してきました。しかし、本年8月、新聞報道などでご存じのとおり、来年度に向けて自民党と公明党の間では、①保護者の収入に応じた所得制限（基準額は910万円）を新たに導入すること、②所得制限により生み出された財源は、高校生等の教育費負担の軽減に必要な経費に充てること、という確認書が交わされました。

本調査は、来年度の就学支援金制度の見直しに係る、高等専修学校のための予算要望の資料を収集する趣旨で実施いたします。今後、高等専修学校は公的教育機関として学校評価等の実施と情報公開等を行い、しっかり要望を言葉にして、更なる振興を推進しなければなりません。行政に対していろいろな要望等をする場合、調査・データ収集と理論武装が必要不可欠となります。

また、高等専修学校が、学校評価の実施およびその結果の公表を進めることは、社会的信頼性を高めるとともに、国や地方自治体に対して財政支援等を求めて行くうえでも、喫緊の課題となっております。本年3月、文部科学省は「専修学校における学校評価ガイドライン」（文科省のHP（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/senshuu/\\_icsFiles/afieldfile/2013/08/20/1332632\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/_icsFiles/afieldfile/2013/08/20/1332632_01_1.pdf)）を公表いたしました。この中には、高等専修学校を対象とした自己評価項目の例示や情報提供ガイドラインも掲載しております。本協会として、高等専修学校における学校評価と情報公開の実施率を高め、諸施策への反映を促すためにも、アンケート調査のご回答とご協力をお願いする次第です。

高等専修学校で学ぶ生徒の為に、高等専修学校で教鞭をとる先生方の為にも、全ての会員校よりご回答いただけますよう、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

**【調査提出】平成25年11月5日（火）までに必着で、本会にFAXをお願いいたします。**

\* 本調査は本協会の HP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkoukyoukai.gr.jp/>) からもダウンロードできます。

\* 本調査に関するお問い合わせ先

【担当】全国高等専修学校協会 柴田 e-mail:shibata@sgec.or.jp

TEL : 03-3230-4814 **FAX : 03-3230-2688**

## 平成25年度 高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査

都道府県名（ ） 貴校名（ ）  
分野（工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養）（複数選択可）  
生徒数（ ）人（生徒数は平成25年5月1日現在の数でご回答ください）  
記載者ご芳名：E-mail アドレス（ ）：

### I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください。

①生活保護世帯	年収250万円未満程度（月額9,900円の支給限度額が2倍加算）
②生活保護に準じる世帯	概ね年収350万円未満程度（月額9,900円の支給限度額が1.5倍加算）
③家計急変世帯等	その他、倒産、失職などによる家計急変世帯

	①生活保護世帯（2倍加算）	②生活保護に準じる世帯（1.5倍加算）	③家計急変世帯等
人数	人	人	人

問2. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

母子・父子の一人親の生徒数	人	両親のいない生徒数	人
---------------	---	-----------	---

問3. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数をご記入ください。

人

問4. 本年8月の自民党と公明党の「公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の見直しに関する確認書」によれば、来年度から新たな所得制限（基準額は910万円）を導入し、所得制限により生み出された財源は、高校生等の教育費負担の軽減に必要な経費に充てるとして、以下の具体的施策等が例示されております。貴校として望ましい事項を選んでください（複数選択可）。

- ア. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に基づき、低所得者層の教育費負担の軽減を図るため、奨学のための給付金制度を創設する。
- イ. 私立学校が果たしている役割的重要性に鑑み、教育費負担における公私間格差の是正を図るため就学支援金の加算を行う。
- ウ. 現行制度の導入の際に併せて行われた特定扶養控除の縮減により負担増となった特別支援学校、定時制・通信制高校の生徒への支援を行う。
- エ. 就学支援金の支給の対象を、高校に類する教育課程を有する海外の日本人学校等及び国内の各種学校等の生徒に拡大する。
- オ. 高等専修学校に対する経常費補助が高等学校と同様の扱いがなされるよう、国における経常費補助制度を創設する。
- カ. その他（具体的に： ）

問5. 経済的な理由により進学できなかった事例や経済的な工夫によって進学・就職できた事例、または、貴校の教職員の対応によって解決できた事例や苦慮したこと（解決できなかったこと）など、具体的な事例があればご記入ください。

（記入欄）

問6. 就学支援金制度の創設により、中学校の進路指導に変化を感じることがありますか。

問7. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数ならびに高校中退・既卒の生徒数も含め、お答えください。

※不登校生徒・・・中学校時代に不登校を経験していた生徒。不登校とは学校基本調査にある年間30日以上の欠席のあること。

※既卒の生徒・・・中学校を卒業して就職または上級校に進まなかった生徒。

	生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
全学年	人	人	人

問8. 発達障がいのある生徒数について、お答えください。

※発達障がいのある生徒・・・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒

※支援・特別措置生徒・・・発達障がいがあるとの診断書はないが発達障がいではないかと思われ、何らかの支援（教育上の配慮等）を行っている生徒

学校全体の生徒数			平成25年度入学者数		
全学年生徒数 (=問7)	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
人	人	人	人	人	人

## II. 自己評価

問9. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない  
ウ. 実施していない エ. その他（具体的に）

※問10に関しては、問9でアを選択した場合のみ回答してください

問10. 同封した文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」の〔高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〕(P42)に基づき、評価項目として設定しているかどうか、

A. Webサイト等のより提供している	B. 入学案内・説明会において提供している	C. 求めに応じて提供している
---------------------	-----------------------	-----------------

の区分から、該当するもの全てを選び「1」を記入してください。（複数選択可）

項目	A	B	C
①教育理念・目的・人材育成像（学校の理念・目的・育成人材像は定められているか、等）			
②学校運営（目的等に沿った運営方針が策定されているか、等）			
③教育活動（目標の設定等、教育方法・評価等、資格試験、教職員）			
④生徒指導等（基本的生活習慣の確立のための取組が行われているか、等）			
⑤特別活動等（クラブ活動等特別活動を奨励、支援しているか、等）			
⑥学修成果（進学率や就職率の向上が図られているか、等）			
⑦生徒支援（生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか、等）			
⑧教育環境（施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか、等）			

⑨生徒の受け入れ募集（中学校等接続する機関に対する情報提供等の取組が行われているか、等）			
⑩財務（中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるのか、等）			
⑪法令等の遵守（法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、等）			
⑫社会貢献・地域貢献（学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか、等）			

※問 11～13 に関しては、問 9 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 11. 上記の項目の中で、貴校が実施している自己評価の項目として、重点的に取り組むことが必要な上位 5 つの項目についてご記入ください

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

問 12. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか（一つだけ選択）

- ア. 大いに役立った イ. ある程度役立った ウ. あまり役に立たなかった
- エ. まったく役に立たなかった オ. 現状では判断できない（どちらともいえない）

問 13. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）

- ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった イ. 改善点が明確になった
- ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された エ. 教職員の改善への意識が喚起された
- オ. 生徒・保護者の意識が把握できた カ. 保護者との連携が促進された
- キ. 地域との連携が促進された ク. 生徒の学力の向上につながった
- ケ. 生徒の意識が変化した コ. その他（具体的に）

※問 14 は、問 9 でウを選んだ場合のみお答えください。

問 14. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からぬ イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない
- エ. 必要性を感じない オ. その他（具体的に）

### III. 学校関係者評価

問 15. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない ウ. 実施していない エ. その他（具体的に）

※問 15 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 16. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください。  
(複数選択 かつ 人数を記入)

ア.PTA 等の役員	イ.地域住民（保護者を除く）	ウ.関係団体・機関の構成員
エ.保護者（PTA 等の役員を除く）	オ.学識経験者	カ.他の高等専修学校の教職員
キ.中学校の教職員	ク.高等学校の教職員	ケ.地域企業、関連企業
コ.その他：具体的に		

※問 15 でウを選んだ場合に回答してください。

問 17. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からぬ イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない

- エ. 適当な学校関係者が確保できない  
オ. 必要性を感じない  
カ. その他（具体的に）

#### IV. 第三者評価

問 18. 第三者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部）イ. 実施しているが、公表していない  
ウ. 実施していない

問 18-2. 問 18 でア. イを選んだ場合に回答してください。

第三者評価機関の名称をご記入ください（）

#### V. 教育活動情報の公開

問 19. 同封した「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」（同 P61）の各項目について情報提供を行っているかどうか、

A. Web サイト等のより提供している	B. 入学案内・説明会において提供している	C. 求めに応じて提供している
----------------------	-----------------------	-----------------

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について下記の表に「1」を記入してください。  
(複数選択可)

項目	A	B	C
①学校の概要（校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など）			
②目標及び計画（教育目標、経営方針、教育指導計画など）			
③各学科（コース）等の教育（定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など）			
④生徒指導・生活指導（方針・基準、取組状況）			
⑤キャリア教育等（キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況）			
⑥様々な教育活動（学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など）			
⑦教職員（教職員数・教職員の組織・活動）			
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援（入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など）			
⑨学校の財務（貸借対照表・収支計算書など）			
⑩学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など）			
⑪その他（学則、学校運営の状況に関するその他の情報など）			

ご協力ありがとうございます。11月5日（火）までに

返却用FAX 03-3230-2688 へご送付ください。

※本調査は本協会の HP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkouyoukai.gr.jp/>) からもダウンロードできます。

## 高等専修学校の就学支援金・学校評価等に関するアンケート調査

### ま　と　め

制度改善研究委員会

本調査は、全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会が中心となり全国の会員校に対し行った調査である。第1章 I. ~VII. の7項目から成るが、現時点で根幹となるのは「I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒」、「II. 自己評価」の部分である。これらの調査結果から、多様な家庭環境、多様な特性の生徒の受け皿となり一人一人に応じた形で指導を行っている高等専修学校の実態が見えてくる。

「I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒」について、問1. 高等学校等就学支援金の支給状況に関する調査結果をみると、生活保護世帯（2倍加算）の割合が22.5%となっている。さらに生活保護に準じる世帯（1.5倍加算）まで含めると34.1%となり、高等専修学校生3分の1以上が生活保護世帯、生活保護に準じる世帯ということとなる。これは高等学校と比較しても桁違いに高い数値である。高等専修学校がお預かりしている生徒の厳しい家庭環境といった特色の一つを裏付けるデータだが、これについては、平成26年度4月から、高等専修学校等就学支援金制度が変わり、経済的に厳しい環境の家庭に就学支援金のより手厚い加算がなされることとなり、国の支援方策としては非常に適切な方向性であると考える。

一方、ここで取り上げたような経済的に厳しい状況の生徒が、あえて授業料無償化の公立高校ではなく授業料のかかる高等専修学校に入学するという事実についても考える必要がある。その理由として高等専修学校の特色の一つである狭間の教育ということが考えられる。一斉指導が困難な学力や不登校に見られる生徒の特性など、人により様々だが、普通高校での教育ではなかなか難しく、かといって特別支援学校に行くほどではないという学力その他様々な面で現在の教育制度に於いて丁度狭間の生徒が進学先を考える場合、やはりその実質的な受け皿としてピッタリ当てはまるのが高等専修学校である。事実、問7. 不登校生徒数の調査結果をみると、21.4%という非常に高い数値となっている。また、問8. 発達障がいの生徒数についても11.7%となっており、こちらも高等学校の2.2%（参考資料高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について）と比較しても5倍以上という非常に高い数値である。調査方法等の違いもあり単純な比較はできないが、高等学校と比較して、如何に高等専修学校が多様な生徒を預かり、多くの時間と手間をかけて一人一人と向き合った教育を行っているかが推察される。

そのような事実と切り離せないのが「問4. 具体的施策等で望ましい事項」についてだが、最も多かった回答が「高等専修学校に対する経常費補助が高校と同様となる国の経常費補

助制度を創設する。」(69.8%) であることに着目すべきだ。

これは、やはり高等専修学校が一人一人にそれだけの労力をかけて指導しているとなると、当然それだけの人手（人件費）が必要となるわけだが、それに見合うだけの適切な額の経常費補助が出ていないという切実な現状の問題がある。設問の選択肢では「高校と同様となる国の経常費補助制度」となっているが、生徒の特性が高校と特別支援学校の間ということは、実際に 1 人の生徒にかけている時間、労力もやはり高校と特別支援学校の間くらい必要であり、経常費補助制度も同じく高校と特別支援学校の間くらいの額に落ち着くのが適切である。

また、それと合わせて着目すべき非常に低かった回答が、「特別支援学校、定時制・通信制高校の生徒への支援を行う。」(10.1%) である。これは、高等専修学校への経常費補助の希望と比較すると 7 倍近くの大きな開きがあるが、高等専修学校が基本的に全日制という形で多様な生徒と毎日向かい合い一人一人根気強く指導を続けていき、思春期の生徒の成長にとって最も必要で学校側としては最も人手のかかる、人と人が向かい合った毎日の生徒指導をしっかりと行って卒業まで支援していくという内容に加え、実際に特別な措置の必要な生徒もお預かりしている中で、経常費補助の面では学校種（全日制高校、特別支援学校）に於ける格差が大きすぎるということがこの調査結果から推察される。

つまり、高等専修学校について経常費補助制度の現在の学校種間でのバランスが極めて不適切であるという実状の問題があり、全日制高校、特別支援学校の経常費補助とのバランスを考慮した高等専修学校への適切な経常費補助制度の見直し、設計が急務である。

「II. 自己評価」について、今回の調査では、「問 9. 自己評価を実施・公表していますか。」の公表・非公表を合わせると自己評価を実施している学校は 64.4% となっている。昨年度行った同調査と比較すると、62.4%（昨年度）→64.4%（今年度）となり、2%という微増であるがほぼ変化していない。一方、実施していないという回答も昨年度とほぼ同じような数値で今年度 34.9% みられる。

「III. 学校関係者評価」については、今回の調査では、「問 15. 学校関係者評価を実施・公表していますか。」の公表・非公表を合わせると、学校関係者評価を実施している学校は 26.7% で、実施していない学校は 70.9% という結果となっている。

これらについて、それぞれ問 14. 及び問 17 の実施していない理由をみると、「要員が確保できない」、「時間がない」の回答数が目立ち、それら 2 つを合計すると自己評価の場合 56.2%、学校関係者評価の場合 48.4% といった高い数値となっている。

これは、先に述べた高等専修学校が限られた予算で余裕がない中で最大限の手間をかけて教育を行っているという現状とも関係してくるが、仮に今回の実施していない理由として高い割合であげられた要員、時間の問題が解決したとすると、現在自己評価を実施していない 34.9% の学校のうちの 56.2%（全体の 19.6%）が実施出来るということであり、すでに実施している 64.4% と合わせると、結果として 8 割以上の学校が実施することになる

と予測される。

同様に、学校関係者評価についても、現在実施していない 70.9%のうちの 48.4%（全体の 34.3%）が実施することになると仮定すると、すでに実施している 26.7%と合わせて 6 割以上の学校が実施することになると予測される。

このあたりは、人件費等を考慮して前述した経常費補助制度の学校種におけるバランス改善を図っていくべき部分と高等専修学校各校の努力すべき部分との両方が必要である。

一方、「問 12. 自己評価の結果が学校改善に役立つか」の問い合わせについては、大いに役立った、ある程度役立ったといった肯定的回答の合計が 75.9%に対し、あまり役に立たなかつた、全く役に立たなかつたといった否定的な回答の合計はわずか 2.4%となっており、要員、時間の余裕がない中でもやはり出来る範囲で実施してみるということがまずは大切であり、本協会としてもそのような啓発活動を今後も継続していくことが必要である。

ただ、「IV. 第三者評価」については、実施していないが 96.1%となっており、現実問題として第三者評価の仕組み（評価者の確保）等、現状では各学校単独の努力だけではなかなか取り組みづらいといった実情も考えられ、これについては今後の検討課題である。

「V. 教育活動情報の公開」については、やはり公開する項目により大きな差がみられる。学校の概要、各学科等の教育等、比較的取り組みやすい項目については多くの学校が様々な手法により情報公開を行っているが、学校の財務や学校評価等の項目については残念ながら低い数値となっている。財務については高等専修学校への公的支援が少ない中、情報公開しにくい学校が多いことも推察される。学校評価については、まだ取り組んでからの年月が浅い学校も多く、そのような学校については今後高等専修学校協会が啓発していくことにより、徐々に情報公開の割合が上昇していく項目ではないかと推察する。

大きな流れとしては自己評価→学校関係者評価→第三者評価と進んでいき、それと合わせて教育活動情報の公開がなされていくものと思われるが、それらを推進していくうえで高等専修学校協会の担う役割は今後も重要である。

「VI. 経済的な理由により進学できなかった事例など」、「VII. 就学支援金制度創設により中学校の進路指導に変化を感じた事例など」については、個々の学校の声が多く寄せられたが、今回のような調査を通して、全国高等専修学校協会が文部科学省と全国各地の学校との接続役となり、現実に則した理想的な教育、理想的な制度設計に向けて今後も協力していきたい。

これまで述べてきた各事項について、各学校が今後も努力していくべき事項、国や地方の財政支援等の制度として改善が急務である事項、それらを円滑に進める上で全国高等専修学校協会が役割を担う事項、すべて重要である。

しかし、やはり現実問題として、高等学校や特別支援学校での現状では子供たちや保護

者が望む形での対応が難しいという、現在の教育構造で狭間となった多様な子供たちが高等専修学校へ実際に通ってきているという事実と、そのような生徒の特性及びそれを踏まえたうえでの他の学校種と比較した際の高等専修学校への適切な経常費補助制度の見直し改善が根幹となる部分であり、それが急務である。

それが改善された際に、はじめて学校種間、学校間での適正な競争原理が働くとともに、現在狭間の教育となっている多様な子供達の受け皿となり日々そのような生徒達と向き合っている高等専修学校がさらに理想的な充実した教育を行っていくことが可能となる。結果としてそのような子供たちにとってより充実した理想的な国の教育基盤が確立されいくこととなり、高等学校と特別支援学校の中間の生徒の受け皿として今までこれからも日々地道に真面目にしっかりと教育を続けている高等専修学校が適切に発展していくける土台がはじめて確立される。

そして、今回のような調査・分析等を通して、前述したような客観的に見て適切な制度への改善、各学校への様々な啓発活動等を文部科学省を含め関係機関等と連携しながら継続的に進めていくことが全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会の重要な役割であり、今後も全日制高校や特別支援学校と比較した格差是正に向けて取り組むとともに、高等専修学校が職業教育を通じて将来の人生設計が出来るような生徒一人一人の育成をしっかりと続けられるよう活動していきたい。

**平成25年度 高等専修学校への都道府県の助成状況**

県名	運営費補助 @…生徒一人あたり	設備費 補助	生徒へ の助成	授業料 軽減	本会員 校数	H24高等課程 生徒数	H24高等学校 助成状況
☆ 北海道	学校法人立指定校・技能連携校 @62,139 円 その他学校法人立 @39,267 円		○		5	1,303	340,757
青森	学校法人立 (生徒数が収容定員の3分の1以上等) @27,196 円 非学校法人立 (生徒数が収容定員の3分の1以上等) @12,299 円		○ ○			204	316,384
岩手	学校法人立 @35,960 円				3	129	331,565
☆ 宮城	学校法人立指定校 1校60万円と @31,411 円 その他学校法人立 @19,535 円				1	69	311,366
秋田	学校法人立 @34,680 円		○		1	91	319,944
☆ 山形	学校法人立指定校・技能連携校 @70,399 円 学法立以外 @10,590 円		○ ○		3	50	342,165
福島	学校法人立指定校 @45,000 円 その他学校法人立 @22,000 円 非学校法人立指定校 @15,000 円 その他非学校法人立 @ 7,300 円		○ ○ ○		7	883	343,546
☆ 茨城	学校法人立 @55,000 円 栃木	学校法人立 専修学校及び各種学校総額 41,957千円	○		1	628	330,843
群馬	学校法人立・財団法人立指定校 @79,070 円 学校法人立・財団法人立非指定校 @19,710 円				3 2	514 262	312,500 347,098
☆ 埼玉	法人立 @75,030 円		○		3	739	274,059
☆ 千葉	学校法人立 @164,115 円		○ ○		4	813	324,258
☆ 東京	学校法人立 @155,300 円 非学校法人立 @51,700 円 私立専修学校障害児教育事業費補助金(1) @392,000 円		○ ○ ○		33	3,167	372,461
神奈川	学校法人立 @120,318 円 非学校法人立 @20,900 円		○ ○		7	1,959	288,335
☆ 新潟	学校法人立 @20,700 円 富山	知事特認校加算 350万円 学校法人立 1校 100万円 学生生徒割 (専修学校総額) 470万円	○ ○ ○	○ ○	1	121 171	327,198 340,029
石川	学校法人立指定校・非指定校含む @27,100 円		○			91	346,114
福井	学校法人立指定校 @45,000 円		○		2	122	337,037
山梨	学校法人立 (県内生) 1校50万円と @ 4,000 円 学校法人立 (県外生) 1校50万円と @ 2,000 円					86	338,560
長野	学校法人立 @46,440 円				2	215	310,454
☆ 岐阜	学校法人立技能連携校 @58,858 円		○ ○		6	853	335,744
☆ 静岡	学校法人立 @87,710 円		○ ○		11	1,433	347,858
愛知	学校法人立 @130,200 円 非学校法人立 1校978,600 円		○ ○		25	6,965	303,520
☆ 三重	学校法人立指定校 1校15万円と @27,950 円 学校法人立非指定校 @18,580 円 個人立 1校23万円		○ ○		1	681	315,585
滋賀	学校法人立技能連携校 @80,000 円 京都	学校法人立 (修業年限3年以上) 1校 270万円 学校法人立 (修業年限3年未満) 1校 230万円	○	○ ○	1 1	91 719	318,000 335,078
☆ 大阪	複數学科加算分 1学科 55万円 学校法人立 @277,650 円 兵庫	学校法人立指定校 @155,000 円	○ ○	○ ○	23 17	4,788 1,642	273,240 339,417
奈良	学校法人立 1校 150万と @34,000 円				9	503	320,500
和歌山	学校法人立 @30,000 円		○			99	328,030
鳥取	(専修学校全体) 16校 総額 1,499万5千円 (そのうち、技能教育施設) 4校 総額 8,475万3千円			○	5	254	466,569
島根	学校法人立指定校 @98,756 円 学校法人立非指定校 @23,913 円		○ ○			141	299,034
岡山	学校法人立 @36,000 円 広島	学校法人立 (3年制) @70,000 円	○	○	3 5	254 1,455	297,185 340,762
山口	学校法人立指定校 @21,160 円		○ ○	○	1	671	337,500
徳島					1	203	328,739
香川						205	322,668
愛媛						270	310,258
高知	学校法人立 @21,160 円			○	2	68	322,258
福岡	学校法人立指定校 @22,500 円 佐賀	学校法人立 @11,262 円	○ ○		3	2,830	335,428
長崎	学校法人立 @6,300 円				3	764	344,033
熊本	学校法人立指定校 @15,000 円		○			491	336,878
大分					5	879	316,742
宮崎	学校法人立 @183,785 円 鹿児島	(学校法人立専修学校全体) 総額 3,322万1千円	○ ○		2	448 574	320,024 309,114
沖縄	学校法人立指定校 @ 7,000 円				3 2	133 667	320,274 314,260

(1) 交付年度5月1日現在障害児が在籍。

(☆印は前年度比単価等が増額した都道府県)

H25会員校数 207 H24生徒数 39,698 全国平均額 327,519

# 各都道府県の私立高等専修学校生への授業料減免補助制度の状況

(平成22年度に就学支援金が導入されたことによる平成21年度までとの比較)

(平成23年11月文部科学省調べ)

## 【凡例】

☆：新たに全額免除相当の支援額 ★：就学支援金導入以前より全額免除相当の支援額 ○：支援額の増加

△：従来どおりの支援額

※「支援額」は、生徒にとって支援（就学支援金と減免補助）を受けることができる額

都道府県名	～年収250 万円程度	～年収350 万円程度	～年収500 万円程度	～年収600 万円程度	年収600 万円程度～	施設設備費等 減免補助	入学料 減免補助
1 北海道							
2 青森県	☆	○				○	
3 岩手県							
4 宮城県							
5 秋田県							
6 山形県	☆	○	○				○
7 福島県	★	★	★	★	★		
8 茨城県							
9 栃木県							
10 群馬県							○
11 埼玉県	○	○	○	○			
12 千葉県	★	☆	△	△			
13 東京都	○	○	○	○	○ (～年収約800万円)		
14 神奈川県	☆	○	○	○	○ (～年収約800万円)		○
15 新潟県							
16 富山県							
17 石川県							
18 福井県	☆	○	○			☆ (所得による)	☆ (所得による)
19 山梨県							
20 長野県							
21 岐阜県	☆	○	○				
22 静岡県							
23 愛知県	★	☆	○	○	○ (～年収約840万円)		
24 三重県	○	○					○
25 滋賀県							
26 京都府							
27 大阪府	☆	☆	☆	☆	☆ (～年収約800万円)		
28 兵庫県	○	○	○	○			
29 奈良県	△	△	△	△	△ (～年収約560万円)		
30 和歌山県							
31 鳥取県	○	○					
32 島根県	☆	○					
33 岡山县						△	
34 広島県	☆	○				○	△
35 山口県							
36 徳島県							
37 香川県							
38 愛媛県							
39 高知県	△ (実績なし)						
40 福岡県							
41 佐賀県							
42 長崎県							
43 熊本県							
44 大分県							
45 宮崎県	☆	☆					
46 鹿児島県							
47 沖縄県							

※各都道府県の補助要件は、年収だけでなく、所得や課税額、家族構成等による基準となっているため、上記区分と必ずしも一致す

※「施設整備費等減免補助」及び「入学料減免補助」は、「授業料減免補助」の要件と必ずしも一致するわけではない。

※「全額免除相当」には、各都道府県の授業料等の平均額を上限とした支援（補助）等の場合も含んでいます。

# 全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会 名簿

## 全国高等専修学校協会

会長 清水 信一 東京都 武蔵野東技能高等専修学校

## 制度改善研究委員会

委員長	大岡 豊	兵庫県	大岡学園高等専修学校
副委員長	小川 明治	愛知県	名古屋工学院専門学校
委員	細谷 祥之	茨城県	細谷高等専修学校
委員	小倉 基宏	群馬県	専門学校群馬自動車大学校
委員	大竹 嘉明	東京都	大竹高等専修学校
委員	渡辺 正司	東京都	武蔵野東技能高等専修学校
委員	対馬 伸二	神奈川県	生蘭高等専修学校
委員	岩谷 大介	神奈川県	岩谷学園高等専修学校
委員	小寺 克一	大阪府	近畿情報高等専修学校

平成 25 年度  
高等専修学校の就学支援金・学校評価等  
に関するアンケート調査  
報告書

発行日 平成 25 年 2 月

発行 全国高等専修学校協会  
〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-25  
(私学会館別館)  
電話 03-3230-4814  
<http://www.zenkokukoutousenshugakkouyoukai.gr.jp/>